

# しあわせ運ぶ妊活応援事業 Q & A

改：令和6年8月8日

## 1 助成の対象となる治療費用の範囲は？

【回答】 保険適用の生殖補助医療の治療分で、採卵準備のための投薬や注射、採卵、胚移植の処置費などです。また、治療期間内の保険適用と併用した先進医療も助成の対象となります。

## 2 県外の医療機関で治療を受けたのですが、対象になりますか？

【回答】 県内の医療機関と同様に対象になります。

## 3 助成の対象は、子どものいない夫婦だけですか？

【回答】 子どもの数に関係なく、不妊治療を受けている方が対象となります。

## 4 ①治療の途中で、同一年度内に市町の区域を越えて住所が変わった場合、助成金の申請はどこにすればいいですか？

### ②単身赴任等で夫と妻の住所が異なる場合は、どちらで申請できますか？

【回答】 ①については、申請日において、住所を有する市（下関市のみ）又は住所地の市町を管轄する県健康福祉センターに申請してください。②については、山口県内に住所を有し、医療機関から医療費の請求を受けた方が申請してください。

①②ともに、下関市又は県健康福祉センターに重複して申請されないことがないよう、注意してください。

## 5 「1回の治療」とは、どのように数えますか？

【回答】 「1回の治療」とは、胚移植術を受けた回数とし、保険診療に準じます。胚移植に至る前に治療が終了となった場合は、『1回』には含みませんが、治療区分Dで、申請できます。

## 6 男性不妊治療のみの申請は認められますか？

【回答】 保険適用の生殖補助医療の治療分であれば、助成の対象となります。

## 7 先進医療のみの申請は認められますか？

【回答】 認められません。生殖補助医療と先進医療を一緒に申請してください。

## 8 提出期限が短いのですが、受診等証明書の用意ができません。どうしたらよいですか？

【回答】 医療機関発行の領収書及び医療費明細書（原本）があれば、受診等証明書を用意いただく必要はありません。領収書及び医療費明細書の原本は申請手続き後、確認の押印をしたうえで返しします。領収書及び診療明細書の提出ができない場合のみ、受診等証明書の提出が必要となります。提出期限に間に合わない場合は、早急に住所地を管轄する下関市又は県健康福祉センターへご相談ください。

9 高額療養費や付加給付金（附加給付金）が給付される予定ですが、申請額はどのようにしたらよいですか？

【回答】高額療養費や付加給付金（附加給付金）の給付額を引いた額を申請額としてください。高額療養費や付加給付金（附加給付金）の額が決定するまでに申請期限が過ぎる場合は、早急に住所地を管轄する下関市又は県健康福祉センターへご連絡ください。

10 院外薬局で支払った薬代は対象となりますか。

【回答】対象となりません。ただし、生殖補助医療機関に支払った薬代は対象となります。